

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	収滞納管理に関する事務
②事務の概要	日田市は、地方税法に基づき、個人住民税等の地方税に関する賦課業務で発生した調定額を引き継ぎ、税金の徴収に係る事務を行う。市税の過誤納金については、全部又は一部返納（還付）したり、他の未納や滞納に充てる（充当）等を行う。納期限までに税金を納付していない場合は、督促状・催告書の送付を行い、それでもなお納付されない税金については、給与・預貯金等の債権や動産・不動産などの差し押さえなどにより、完納を目指す。また、納税者の必要に応じ、納税証明書を発行する。 日田市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①市税の収納、還付、充当等を行う収納管理に関する事務 ②滞納整理に関する事務 ③滞納者の財産調査照会及び実態調査照会等に関する事務 ④口座振替に関する事務
③システムの名称	1. 収滞納管理システム（Acrocity住民情報システム） 2. THINKTAX滞納整理システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 収滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務企画部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL: 0973-22-8233 mail: koukai@city.hita.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	総務企画部税務課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL: 0973-22-8205 mail: zeimu@city.hita.lg.jp
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・本人情報が記載された申告書等の保管・廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が漏えいすることのないよう、特定個人情報が記載された申請書等については、鍵付きへの書庫の保管や、データについてはパスワード設定を行うことで外部への漏洩がないように保管している。	

変更箇所

[illegible]